

法政大学「多摩論集」第四十号
二〇二四年三月…二五三―二六七頁

酒折宮問答歌を中心とした古代甲斐国追及

犬飼和雄

酒折宮問答歌を中心とした古代甲斐国追及

犬飼 和雄

犬飼 どうして甲斐の酒折宮で、いわゆる問答歌がおこなわれたのか、この問題を論ずる前に、この問答歌とはなにかということを解明することにする。

犬飼 まず第一に、この歌を誰がどこで、何の目的で作ったかということである。が、このことは今まで全く問題にされなかったことはない。したがって、なにもわかっていない。そこでわたしはわたしなりにここで論じることにする。

犬飼 まず酒折宮問答歌である。これは『古事記』と『日本書紀』に記されている。その読み下し文では、どちらも全く同じで、次のようになっている。

新治 にはり 筑波 つくば を過ぎて 幾夜 いくよ か寝 ね つる

かがなべて 夜 このよ には九夜

日 ひ には十日 とをか を (一)

わたしも長いこと、これが酒折宮問答歌だと信じていたが、やがてこれが酒折宮問答歌でないことに気がつくようになった。それは、『古事記』は七二二年、『日本書紀』は七二〇年に書かれたもので、当時、日本にかな表記は存在

していなかった。したがって、この問答歌はいわゆる漢字(万葉仮名)で書かれていたのである。しかもその『古事記』の漢字と『日本書紀』の漢字は、全くといってよいほど異なるのである。それでいて、この両書の問答歌は全く同じ歌である。この件はあとに論じるとして、ここでわかることは、先に書かれた『古事記』の歌が原歌であろうということである。ということは『古事記』の作者である太安萬侶おののやすまろが歌の作者で、作った場所は、大和朝廷内だといえる。太安萬侶は大和朝廷の大臣だったからである。ここでは、まだなんの目的で作られたかはわからない。

『古事記』における漢字の原歌は次のようになっている。

邇比婆理 都久波袁須疑豆 伊久用加泥都流

迦賀那倍豆 用邇波許許能用 比邇波登袁加袁^②

これに対して、『日本書紀』では、この同じ歌を次のように記している。

珂比麼利 菟玖波瑠須擬氏 異玖用伽禰菟流

伽餓奈倍氏 用珥波虚々能用 比珥波苔瑠伽瑠^③

この二つの歌の漢字を見くらべると、大きく異なっていることがわかる。前に書かれたのは『古事記』のもので、それが不満で、『日本書紀』は漢字を変えたのだとわかる。しかし両方とも字数は同じだし、中心となっている漢字、比と用は同じ位置におかれており、同じ漢字にされている。この比は日であり、用は夜である。どうして日を比に、夜を用にしたかといえ、これは、日がかならずしも日でなく、夜がかならずしも夜でないためである。この件に関してでは後で述べる。なお両歌の漢字音に関しては、字が違うのに字音は全く同じである。

字をかえながら、このように二つの歌が全く同じだということからわかることは、この問答歌が、大和天皇家にとつて、無視できない内容をもっていたということである。このような歌は、『古事記』『日本書紀』の多くの歌の中で、この酒折宮問答歌だけである。

さてここで、『日本書紀』がどうして、『古事記』の問答歌の漢字を変えたのかという問題に入ることにする。先に「不満で変えた」と述べたが、その不満の理由は、『古事記』の問答歌は、暗に大和朝廷以外の国の存在を認めていたからである。『日本書紀』では、大和朝廷が、唯一無二の国だと主張したかったのである。

そのちがいは、歌に使われた漢字にもでているし、この問答歌をかわした二人の人物の名にもよくあらわれている。この問題に入る前に、この歌がいつの時代のものかを説明しよう。この問題だけでもそこに古代甲斐国の存在が認められるのである。

飼 犬 この問答歌が漢字となって世にあらわれたのは、『古事記』と『日本書紀』である。しかし、そこで問答をかわしているのは、『古事記』によれば、倭建命わたけるのみことと御火焼之老人みひたきのおきなであり、『日本書紀』によれば、日本武尊やまとたけるのみことと秉燭者ひしもすものである。その名は全く異なるが、実は同じ人物である。

この倭建命というのは、景行天皇の皇子である。したがって、この歌がうたわれたのは、景行天皇の時代で、『古事記』や『日本書紀』が作られた七百年代よりはるか古代である。

そのような古代だということは、歌の作者の太安麻侶は十分に承知していたはずである。漢字で中国語を書いたり、その字音で日本語を書いたりするためには、多くの古代中国語を勉強しなければならなかったはずである。

おそらく、彼が勉強した中国の作品の中心は、古代日本に関するものだったにちがいない。

古代の日本を、古代の中国では倭わと称し、それぞれの史書に書いてある。中国では一つの王朝が亡びるごとに、その王朝の歴史を書き、それぞれの史書に倭国記がしるされるのである。日本で一番有名なものは、「魏志倭人伝」である。この中には、倭の女王卑彌呼が記されている。この倭についての記事は、『三国志』の中にあり、『三国志』が

書かれたのは、三百年頃である。また『宋書』は五百年前後に書かれた史書であるが、この中の「倭国伝」には倭の五王が、その肩書きとともに紹介されている。その肩書きは、それぞれ立派なものだが、ここでは一人についてだけ記しておく。五代目の倭王武は次のような立派な肩書を有している。

使持節都督倭・百濟・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓・七国諸軍事・安東大將軍・倭国王⁽⁴⁾

これを見ても、五百年前後の倭王はそれなりに立派な人物で、それなりに偉大な王であったことを、問答歌の作者は知っていたにちがいない。だから神武天皇が天皇になる以前に存在した、このような倭王にあやかるようにと、『古事記』では神武天皇の和名に、次のように倭を入れて神倭伊波礼比古命とし、ヤマトタケルノミコトを倭建命としている。

これは明らかに、倭という国が立派な国だとその国の存在を認めているだけでなく、暗に甲斐国を認めていたのだといえる。というのは、『日本書紀』ではこの二人の人物の名を変えているからである。まず神武天皇の和名を神日本磐余彦尊（かんやまといわれひこのみこと）に変え、そして倭建命（わたけるのみこと）を日本武尊（やまとたけるのみこと）に変えている。

しかも『日本書紀』にはこの「日本」と「倭」をなんと読むかについての指示があるのだ。『古事記』には日本という字は全くないし、「倭」をどのように読むかという指示は全くない。

『日本書紀』の「日本」についての読み方においては、『日本書紀』の冒頭に次のように記されている。

日本 此云「耶麻騰」。下皆效^レ此⁽⁵⁾

これを日本語にすると、「日本、これをヤマトという。これ以後すべて日本をヤマトという」となる。つまり『日

本書紀』では「日本」はすべて「ヤマト」と読めというのである。それ以前はヤマトは耶麻騰と書かれたということである。

『古事記』では倭建命が命を落とす直前に故郷について詠んだ歌の中で、ヤマトは夜麻登と書かれている。ということは、ヤマトという国は、甲斐国を征服するまで、甲斐国のような決まった国名を必要としなかった、というより国として安定しなかったのだろう。ということはそこに安定した国としての甲斐国が見られるのである。この問答歌は、『古事記』によれば倭建命、つまり、夜麻登の人物と甲斐の人物の問答歌だったのである。念のため述べておくが、甲斐という国名は、いちばんすばらしいという意味である。

『日本書紀』には、倭という字の字音についても書かれている。それが次の部分である。これは少宮をどう読むかという記述であり、少宮とは伊奘諾尊（いそなのみこと）が大臣を果して最後の住家にしたところである。

仍留^ニ宅於日之少宮^ニ矣。少宮・此云^ニ倭柯美野^一（6）

これを日本語にすると、「よりて日のわかみやにとどまりすみまし。少宮・これをわかみやと云う」となるが、ここにある「わかみや」の「わ」に、ここでは「倭」の字音を用いている。ということは、倭は単に字音にしかすぎないといっているのである。『日本書紀』ではしたがって、『古事記』の「倭」をすべて「日本」にかえているのである。ということは、倭国の存在を否定していることになる。暗に甲斐国の存在も否定し、国といえば大和天皇家だけだと主張しているのである。

ここから酒折宮問答歌がどのような目的で作られたかを述べることにする。読み下し文になっている問答歌は、その最初は新治という地名ではじまっているが、旅の日数を問題にする最初に、新治・筑波という二つの地名があることは、ありえないことである。それに景行天皇の時代のような古代に、そんな地名がはるかな田舎にあったとは考え

られない。

『古事記』では、歌の最初のことばは、邇比婆理である。このことばの「比」は、歌の後半を見ればわかる通り、「日」つまり太陽である。したがってそのまま読むと「にひはり」である。こう読むと、新しい太陽がかがやいた筑波という意味になる。これは、大和朝廷が征服した筑波という意味である。

次の伊久用加泥都流の「用」は「夜」として使われており、黒いもの・暗に烏をさしている。この件については後で述べる。泥の読み方は「ない」である。『日本書紀』ではこの泥を禰にかえているが読みの方は泥と同じで「ない」である。したがって、伊久用加泥都流を日本語にすると「いくよかないつる」となる。これをふつうの日本語にすると、いくつの国を征服したのかということになる。

ということとは、次に来る答えの部分、これはもちろん御火焼之老人が答えたものだが、まず迦賀那倍弓と答えている。これは「かがなべて」で、意味は「かぞえろ」とである。その後が、用邇波許許能用比邇波登加袁である。これをそのまま読めば、「よにはここのよ、ひにはとおか」となるが、これは先の問いに対する答えとしては不適切である。答になっていないのである。答えとしては質問に答えなければならぬ。問いに対する相応しい答えとするには、夜は大和天皇家が征服した国を指すと考えるべきである。つまり、まず九つの国を、と云うことは、大和天皇家以外のすべての国ということになる。ついで日には十日というのは、九つの征服された国と、一つだけのこった、大和天皇家を合わせたものが、この十日である。

したがって、この問答歌は、大和朝廷の全国支配をうたった歌だったのである。それが甲斐国で問答歌としてうたわれたのは、甲斐国を征服して、大和朝廷がそのように理解したからである。ということは、この問答歌は、これで大和天皇家が古代日本の国を全部征服したと歌ったものである。したがって、この歌からだけでも甲斐国の存在が認められるのである。

ここで、酒折宮問答歌が何に基づいて作られたのかという問題に入るのだが、この問答歌がどのように作られたか

を述べる前に、この問答歌を取めた『古事記』と『日本書紀』という二つの書物について述べることにする。

この両書は、中国の『藝文類聚』という百科事典を参考にして作られたのである。『藝文類聚』は、唐の時代、歐陽詢らによって六二四年に編まれた。この類書には、天皇族のことも書かれており、日本の「天皇」という名称もここから作られたにちがいない。また『古事記』や『日本書紀』の神話と天皇紀の構成も、この『藝文類聚』の中の中国の歴史を、伝説の皇帝と現実の皇帝、この場合、皇帝を中心としたが、その構成をそのまま参考になっている。

さらに細かい点をあげれば限りが無いが、酒折宮問答歌も『藝文類聚』にある次の文を参考にして作られたのである。

堯時十日並出草木焦枯堯命羿射十日中其九鳥皆死墮羽翼⁽⁷⁾

飼 犬 この文は、現代人にとってはなんとも理解しがたいが、古代人にとっては、それなりに理解できたはずである。

まず最初の堯^{ぎょう}というのは、中国の古代の皇帝である。その皇帝が空に十の太陽が輝き、地上のものが焼けてしまうのを見た。そこで堯は弓の名人の羿^{げい}に十日、つまり十の太陽をうち落せと命じた。いくら古代といっても太陽が十などないし、太陽を射落とせるはずがない。ここで十日というのは中国全土、つまり中国のそれぞれの国のことで、それぞれの国が争っていることである。その争いを静めよと命じたのが、羿に弓で太陽を射落せと命じたことなのである。羿はその十日を九つ射落したと記しているが、一つの日だけを残したのである。その残した日とは、もちろん、堯の国である。この羿の弓とは、堯の国の武力で、羿の弓とは、堯の国の武器である。したがって、ここで堯が、堯皇帝の国が、中国全土を平定し、平和をもたらしたのである。それをここでは九鳥皆死と述べている。これは十日のうち、黒くなって堯の国以外の九国、つまり堯の国以外中国のすべての国という意味だが、亡ぼされたということである。

酒折宮問答歌では、この鳥を夜として、ここの十日九鳥を、そのまま九夜十日にしたのである。ということとは、倭

建命が甲斐国を征服してこの問答歌が作られたので、甲斐国にあったことをこの問答歌は伝えているのである。

次に掲げる記録は、『先代旧事本紀』に収められたもので、甲斐に国が存在していたことを間接的に述べている興味深い記録であるし、酒折宮問答歌と関わりがあるともいえる。

『先代旧事本紀』は平安時代末に作られたといわれ、その内容が問題にされているが、左記の記事については、それなりに扱うことができる。その記事は国造本紀に含まれ、大和朝廷が支配した各国に国造を派遣してそれぞれの国を治めたことを記したもので、その数は百三十五に及ぶが、ここにあげたのは、その中のひとつである。

纏向日代朝の世、狭穗彦王の孫臣知津彦公、この子塩海足尼を以て、国造に定め賜う。⁽⁶⁾

まずこの文が、酒折宮問答歌と関係があるというのは、最初のことばである。纏向日代朝の世というのは景行天皇の時代ということである。問答歌の中心人物は倭建命だが、この人物は、景行天皇の皇子で、遠征軍の將で、その遠征の結果、各国に国造を派遣したのである。

またこの歌問答は甲斐国でおこなわれたのだが、甲斐国は日本で唯一塩が、岩塩のあった国である。その事実を証明しているのが、塩海足尼をもて国造に定むという記事である。ここで国造の名前が百三十五あげられているが、どの国でも塩に関する記事がないのでそれがわかる。それだけでなく、甲斐に岩塩があったことで、古代の国があったことがわかるのである。

岩塩があるところに国が存在していた代表的な例は、中国の漢である。漢は紀元をはさんでその前後に存在した国だが、紀元前に『塩鉄論』という論集を残している。この中に、いかに塩が国の財政に利用されていたかを次のようにしるしている。

国で塩・鉄・酒の専売、均輸の制度が行なわれ⁹⁾

ここでいう専売とは、国が売ることであり、均輸とは、各地の産物を集めて国が売ることである。これ以外に、古代にあつては、農民が国を支えていたのだが、塩が国を支える要素のひとつであつたことは確かである。そして日本では塩が存在した唯一の国が甲斐である。さきの塩海足尼とは、文字どおり甲斐の地をあらわしている。なおその塩の地を海といったのは、塩が川に流れいでて、川の水が海の水のようだったからである。

甲斐盆地の塩の山は歌にも詠まれている。『甲斐国志』は、江戸末に甲斐盆地の歴史を書いた本だが、その中に甲斐盆地の塩山のことをしるした記事がある。その記事にのせられているのが次の和歌である。なお『甲斐国志』には、岩塩の記事と、塩の山をうたつた和歌が二十ばかりあげられているが、そうした和歌は平安時代までである。ここでは、その一つだけをあげておく。

犬 飼

冬の夜の有明の月もしほの山

さしいて磯にちとりなくなり¹⁰⁾

この和歌は、さしいて磯と海辺のように歌っているが、塩山のほとりを流れる川辺を海にたとえているので、先にあげた塩海足尼の名の海はしたがって、海のない甲斐国のことである。なおこの和歌の作者は、大納言經道郷になっているが、別にしほの山に興味があつて甲斐に来たのではなく、甲斐国の国造との関係から甲斐国に来たのであろう。他の和歌の作者もこのように大和朝廷の肩書をもっている。

さてここで、この国造が酒折宮問答歌とどんなに深いかかわりがあるかを述べることにする。

実は『先代旧事本紀』の記事は「塩海足尼を以て、国造に定む」で終わっているが、もちろん大和朝廷が、甲斐国

を征服して、その甲斐国を治めるために任命したのである。時代は景行天皇の時代である。

酒折問答歌をおこなった中心人物は、倭建命で、倭建命は景行天皇の皇子である。それ故この歌問答がおこなわれたのは景行天皇の時である。先の塩海足尼が国造に定められた時代そのものである。しかもその答えがよかったというので問答歌の結論として、「老人をほめて、即ち東の国造を給ひき」と老人を国造に任命しているのである。任命したのは大和朝廷である。したがって、大和朝廷に征服された甲斐国王の御火焼之老人が名を塩海足尼と変えられて、国造に任命されたとも解釈できるのである。

この御火焼之老人は、『日本書紀』では秉燭者ひともすものに変えられている。ということは、御火焼之老人では古代甲斐国が存在したことがわかってしまい具合が悪かったのである。秉燭者ということばの意味は、中国語で夜あかりをもつて歩いている人という意味である。したがって御火焼之老人は普通の人でないことがわかる。こうした視点から御火焼之老人を見ると、まず最初の御火焼である。この火を『古事記』の作者が、いやそのような古代では、どう考えていたかである。そのような古代、火をおこすのは容易でなかったし、その火を保つことはもつと難しいことであった。だから火を神としてまつる拝火教のような宗教まで古代に存在したのである。『古事記』の作者も同じように考えていた。その例として、火の中からなび生まれたかを『古事記』が語っている例を簡単に説明する。

『古事記』によると、神には天神あまつかみと国神くにかみがいて、天神がこの世で中心の神であり、その天神が、邇邇藝能命が地におりたち、そこで美しい国神の娘木花之佐久夜毘賣このはなのさくやひめと逢い一夜をともしする。すると木花之佐久夜毘賣に子が生れることになったという。邇邇藝能命はそれはわたしの子ではないという。ここで木花之佐久夜毘賣は、もし火の中で子を生み、その子が生きていたら、それは天神の子ですといつて八尋殿の入口をふさぎ、そこに火をつけて、子を生む。生んだ三人の子は生きていた。天神の子だったのである。

つまりこの三人は火から生まれたのである。この三人は火から生れたというので、最初に生まれた子は火照命ほてりのみこと、次に生れた子は火須勢理命ほすせりのみこと、次に生まれた子の名は火遠理命ほをりのみことといった。

やがて、この火照命と火遠理命は一種の権力争いをし、火遠理命が勝ち、豊玉毘売命を妻として、子をもうける。この両親の孫の一人が神倭伊波礼毘古命、後の神武天皇である。したがって、天皇は火から生れたことになる。つまり『古事記』ではこのように、火は尊いもの神聖なものとしているのである。御火焼堯老人の御火焼は、天皇の火と同じように神聖な火であると同時に、その火に御という尊敬語がつけられている。この名前の人物が特別なものだということがわかる。

それだけではなく老人までつけられているのである。老というのは古代では尊敬語である。中国で老子といえは孔子と並び称された人物だし、日本でも江戸時代、大老とか老中とかいえは身分の高い人物だった。また現代中国語で先生といえは老師である。したがって、老人は身分の高い人である。御火焼之老人という名の人物は、国王、甲斐国の国王であることはまちがいない、それをそのまま使えば甲斐国の存在を認めることになるので、『日本書紀』では、ひとやすの乗燭者のに変えたのである。

犬 飼

ということとは、『古事記』では暗に甲斐国の存在を認めていたということができるのである。

さらに甲斐国の存在を証明しているのは、酒折宮の存在である。宮という住居は『古事記』によれば、これは『日本書紀』も同じだが、すべて天皇の住いである。倭建命が酒折宮にきて問答歌をかわしたのは景行天皇の時なので、景行天皇の宮がどうなっていたかを示すと次のようになっており、すべての天皇がこうなっていた。

まさむぐ纏向ひしろのみやの日代宮まに坐しまして、天の下治らしめしき⁽¹⁾

したがって、この酒折宮の主人公は、天の下治らしめる人物で、御火焼之老人そのもので、治めているのは甲斐国だということになる。

さてここで、酒折宮問答歌の漢字から甲斐国を見ることにしよう。先にあげた通り、『古事記』の問答歌は次のよ

うに書かれていた。

邇比婆理 都久波袁須疑弓 伊久用加泥都流

迦賀那倍弓 用邇波許許能用 比邇波登袁加袁

この問答歌の中の都という字は、この地が都であつて、その国、甲斐国の都だったとこの字だけでもわかるのだが、『日本書紀』の同じ個所の記述を見ると、いつそうよくわかるのである。『日本書紀』の問答歌では、この都のところには菟の字になっているのである。都と菟は字音は同じだが、菟は野のうさぎという意味で、明らかに都ではなくて田舎だと述べている。したがって、都だということを否定しているのである。ということは『古事記』の都の存在はより現実的存在になる。

この酒折宮問答歌以外に、古代甲斐国が存在したことがわかるものに、一枚の銅鏡がある。その銅鏡とは、三珠町（現在の市川三郷町）の狐塚古墳から出土した赤烏元年銅鏡である。この銅鏡には文字が刻まれているのでいろいろわかる。この銅鏡を作ったのは、中国の三国時代の皇帝、呉の国の孫権である。孫権は自らを太陽の子と信じていたので、赤烏という年号を作ったのである。赤烏というのは古代中国語で太陽という意味である。この赤烏銅鏡からわかるのは、この銅鏡が赤烏元年二三年に中国の三国時代、呉の国で造られたということである。甲斐では古墳から多くの中国の銅鏡が出土しており、そのほとんどが呉の国で造られたものと思われる。そのひとつがこの赤烏銅鏡である。このような銅鏡については魏志倭人伝に卑彌呼が魏から百枚の銅鏡を送られたと書いてあるように、甲斐でも貢献したものの見返りとして、何枚もの銅鏡が呉から送られ、その一枚がこの赤烏元年銅鏡だったのかもしれない。前の論文でこの赤烏銅鏡を特別扱いし、この一枚が太陽銅鏡だと知り、甲斐国王が求めたと書いたりしたが、それはまちが이었다。よくわたしは論文でまちがいを犯すが、そのまちがいは、これで最後にしたいと願っている。

ここで赤烏銅鏡に戻るが、いずれにしろ、呉から銅鏡が甲斐にもたらされたということは、この甲斐に国が存在したことを示すものである。その甲斐国が各地を治めるために、各地の国造に相当する人物をそれぞれ派遣し、その証として銅鏡を与えたのだろう。古墳を造ったのもその人物たちで、だから甲斐盆地の各地に古墳からその当時の銅鏡が出土するのだと今では理解している。

今まで甲斐盆地に甲斐国という国が存在したことをいろいろな面から追求してきたが、次の史料は、そうした追求の決定打となるものだと言っている。

その記録とは、『甲斐国志』の古代甲斐盆地の道についての次の記事である。

以下は酒折宮を中心とした甲斐盆地についてである。

孔道四方へ亘レリ凡ソ本州九筋ヨリ他州二通ズル路九條アリ雁坂、荻原、御坂、稚彦路、姥口、市川、
からいし 教来石、こあらま 小荒間、こぼ 小尾、是ナリ皆酒折ヨリ路首ヲ発起ス。

路首ノ標示タルニヤ実ニ天府ノ要害上代ノ府治タリシ事誣ヒタリト云ベカラズ。(12)

この文には、甲斐盆地に主要な道路が九本あり、それぞれに名がつけられていると書かれている。それぞれの名を見ると、甲斐国を防禦ができるような土地の名になっている。しかも、それらの道路は全部酒折宮を起点としている。したがって、甲斐盆地には、古代、独立した国、甲斐国があったにちがいないとこの文は述べているのである。

わたしはこの文の路名を見ても、その土地がどこかわからなかったが、この路名を書いた『甲斐国志』の松平定能は地名からその地名がわかったのかもしれない。

いずれにしろ、この甲斐盆地には、景行天皇まで、大和朝廷に匹敵する独立国、甲斐国が存在したことは確かである。

完

注

- (1) 『古事記・祝詞』 日本古典文学大系Ⅰ 倉野憲司、武田祐吉校注 一九五八年 岩波書店 二一七頁
『日本書紀 上』 日本古典文学大系67 坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野晋 校注 一九六七年 岩波書店 三〇六頁
- (2) 『古事記・祝詞』 二一六頁
- (3) 『日本書紀 上』 三〇七頁
- (4) 『宋書・第八冊』 梁沈約撰 中華書局 出版年月日記載なし 九七卷 倭国伝 二三九五頁
- (5) 『日本書紀 上』 八一頁
- (6) 『日本書紀 上』 一〇三頁
- (7) 『藝文類聚 一卷』 上海古籍出版社 出版年月記載なし 五頁
- (8) 『先代旧事本紀』 歴史読本二〇〇八年十二月号 新人物往来社 一六二頁
- (9) 『塩鉄論 漢代の経済論争』 東洋文庫 一六七 桓寛著・佐藤武敏訳注 一九八七年 平凡社 三頁
- (10) 『甲斐国志』 甲斐叢書第十一卷 一九七四年 甲斐叢書刊行会 卷三九 四六八頁
- (11) 『古事記・祝詞』 二〇三頁
- (12) 『甲斐国志』 四五三頁～四五四頁

参考文献

- ① 『古事記・祝詞』 日本古典文学大系Ⅰ 倉野憲司、武田祐吉校注 岩波書店 一九五八年
- ② 『古事記 風土記 日本靈異記 古代歌謡』 『古典日本文学全集』 筑摩書房 一九六〇年

- ③ 『日本書紀 上』日本古典文学大系67 坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野晋・校注 岩波書店 一九六七年
- ④ 「先代旧事本紀」〔歴史読本 歴史検証『先代旧事本紀』〕 新人物往来社 二〇〇八年十一月号
- ④ 『藝文類聚』卷六十二 上海古籍出版社 出版年月日記載なし
- ⑤ 『甲斐国志』 甲斐叢書第十一卷 甲斐叢書刊行會 一九七四年
- ⑥ 魏志倭人伝 『三国志 下冊』 古典名著普及文庫 李潤英・責任編集 丘麓出版 一九九六年
- ⑦ 宋書倭国伝 『宋書 第八冊』 梁沈約撰 第八冊 中華書局 出版年月日記載なし
- ⑧ 『塩鉄論 漢代の経済論争』 東洋文庫 一六七 桓寛著・佐藤武敏注 一九八七年